

総務文教常任委員会記録

令和4年9月5日

【開催日】 令和4年9月5日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時58分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	人事課長	古 屋 憲 太 郎
人事課課長補佐	福 田 智 之	人事課人事係長	藤 田 浩 子
人事課給与係長	室 本 祐	税務課長	矢 野 徹
税務課課長補佐兼固定資産税係長	桑 原 睦	税務課収納係長	永 谷 真 史
税務課収納係主任	村 田 直 美	税務課市民税係長	山 根 和 之
税務課固定資産税係主任	光 永 正 志	選挙管理委員会事務局長	亀 田 政 徳

【事務局出席者】

事務局次長	島 津 克 則	庶務調査係長	田 中 洋 子
-------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 議案第61号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 2 議案第62号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- 3 議案第65号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (選管)

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。本日の審査内容は、議案 3 件を行います。最初に、議案第 6 1 号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋人事課長 それでは、議案第 6 1 号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お配りしております参考資料を御覧ください。この度の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする観点から、以下の改正が行われております。まず第 1 弾ですけれども、これはこの 4 月 1 日から施行されているものでございまして、3 月議会で条例を上程し、議決いただいているものでございます。まず一つ目として、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されております。これは、会計年度職員になりますが、会計年度職員が育児休業を取ろうと思う場合は、取る前に在職期間が 1 年以上なければいけなかったんですが、その規定が削除されております。結果、現在は子供が 1 歳 6 か月になるまで雇用が見込まれるものは取得可能となっております。2 点目といたしまして、職員に子供が生まれた場合は、育児休業の制度を説明して、育児休業を取りませんかということで意向確認するということ。これは、努力義務ではございますが、そのような改正が行われております。本市も 4 月から行っているところでございます。続いて第 2 弾でございます。これが、この度の条例改正の内容ということです。10 月 1 日施行です。1 点目といたしまして、育児休業の取得回数が増えます。現在は産後 5 7 日間に 1 回ということで、産後パパ休暇と呼ばれているものなんですが、これは男性ですね。その後に 1 回ということで、現在は 2 回取れるような形になっておりましたけれども、この度の改正によりまして、産後パパ休暇が 2

回、そして、その後2回、計4回取れるようになります。男性は4回、女性であれば2回ということになります。男性職員の育児休業を促進しようというような趣旨でございます。2点目といたしまして、非常勤職員の取得要件が更に緩和されます。先ほど産後パパ休暇ということをお申し上げしましたけども、今非常勤職員は子供が1歳6か月になるまで雇用が見込まれるということがございましたが、産後パパ休暇を取得する場合は、その取得から6か月後まで雇用期間があるものは取れるということになります。あと夫婦が交代して取得することが可能となるというような改正です。3点目といたしまして、これは規則事項になりますけども、育児参加のための休暇ということで、出産に係る子又は小学校就学に達するまでの子を養育する職員が、育児参加のために取得する特別休暇というのは、今も5日ございます。その取得期間が、出産後8週間以内であったのが、これが出産後1年間に延ばされるということでございます。この度の改正は、法律が改正されたことに伴って手続等の所要の改正ということになります。制度の周知をしっかりと図って、子育てがしやすい職場環境に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 第1弾の②の「育児休業を取得しやすい環境整備」は、今年の3月議会後、何人が取得されたんでしょうか。

古屋人事課長 育児休業を取得している職員は全員女性になりますが、現在は11名おります。この度、男性をとということですが、男性の育児休業の取得は昨年度1名ありましたけれども、あまり取得が進んでいないような状況でございます。それ以前にも1人取って、その職員が子供3人に対して、全部取っておりますので、男性でいえば2人、計4回ということになります。

古豊和恵委員 改正されたことによって、育児休暇が取りやすくなったとは思いますが、大体の見込み人数というのはありますか。

古屋人事課長 見込みというのは、女性職員は子供が産まれれば、もうほぼ1年間、ほぼ100%取られます。男性職員ということであれば、これは昨年度になりますけども、9人子供が生まれております。そのうち1人取ったということで11%になります。

前田浩司委員 第2弾のところに記載されております改正後でいきますと、産後57日以内に2回と書いてありますけれども、この期間は何日というのはあるのでしょうか。

古屋人事課長 これは1回が4週間以内の期間ということになります。

前田浩司委員 4週間以内というのは、4週間取れるということなんですか。

古屋人事課長 1回が4週間以内ということで、男性の場合、ほとんど短期になります。退院されて帰ってこられてから、1週間、2週間と短期になりますので、1回が4週間以内で1回取って、更にもう1回取れるようになるということでございます。

前田浩司委員 今の執行部の答弁からすると、要は8週間ほど取れるという理解でよろしいのでしょうか。

古屋人事課長 2回取って、フルに取られれば、そういうことになります。

前田浩司委員 例えば4週間ほど休まれたら、この間の給料の保障というのが、それなりに手当てされるという認識でよろしいのでしょうか。

古屋人事課長 育児休業を取られると給料は出なくなります。ただ、育児休業

手当金という形で、保険のほうから、半年間は3分の2、半年を超えて1年は半分が保障されるというような形になります。

前田浩司委員 続いて第2弾の③のところに、育児参加のための休暇が特別休暇5日という記述があるんですけども、これは、1年に5日、それとも小学校の就学まで総計が5日ということなんでしょうか。

古屋人事課長 取れるのが出産後1年間ということになりますので、その1年間の間に5日ということになります。

宮本政志副委員長 先ほど、男性1人で取得が進まないという説明が、古豊委員の質疑でありましたよね。その原因、理由は何ですか。

古屋人事課長 一番大きいのは、先ほど御質問にもございましたけど、給料が出なくなるということだろうと思います。女性が、基本育休を多分取っていらっしゃるから、それに加えて男性も取るということで、主たる生計維持者であれば、収入が減るとというのが一番大きいのかなと思います。あと、男性であれば、先ほども言いましたが、ある程度短期で取りますから、育児休業を取られるという方法もあるんですけど、例えば2週間ぐらい取ろうと思えば、年休を40日持っていたりとか、先ほど言いましたような特別休暇もあります。そういったものを組み合わせて取れば、給料も減額されないというのもありますので、そういった別の休暇でというような者はいるかもしれませんが、そういうような状況でございます。

長谷川知司委員長 ということは、執行部としては、この条例改正に伴うような対策というのは、別段力を入れて取り組むことはしないよということですか。

古屋人事課長 そういうわけではもちろんございませんので、できるだけ取っ

ていただきたいという思いはございます。ただ、最終的には夫婦間でよく話し合って決定していただくことになりますけども、重要なのは、取ろうと思ったときに、何となく取りづらいとか、言い出しづらいというような雰囲気があってはいけませんので、やはり課のほうで、子育てを行う職員を支援していくというような雰囲気というか、環境づくりということをしっかり周知していきたいと考えております。

伊場勇委員 その環境づくりについてお聞きしますが、生まれた後に、職員に対してこういった個別説明とかをされるということですけども、その前段階で職員に対しては、一定の知識とか、市としての考え方というのが必要だと思うんですよ。その生まれる前にも子づくりの計画とか、育児の計画とかを立ててから、やっぱり夫婦はそう動いていくわけですから。その辺についての体制はどうですか。

古屋人事課長 今までも法改正等があれば、職員には周知しておりますが、この第1弾についても改正されたときに庁議等の場で内容を周知して、子育てを行う職員への配慮をお願いしますというようなことは言っております。この度第2弾として改正されましたので、また、しっかりと周知を図っていきたいと考えております。

伊場勇委員 そして、育児休暇を取られた女性も男性もそうなんですけども、休業中のフォローであったりとか、職場の復帰後のケアといったところが、例えば、キャリアに影響するんじゃないかとか、長く休んで復帰すると仕事が変わったり内容が変わったりして、そこで不安があるとか、育児休業にもいろんな課題があるわけなんですけど、それについても、どういう考え方で、どういう体制で臨んでいるのかをお聞きします。

古屋人事課長 女性職員であれば、ある程度長く取られます。最低でも1年、長い職員であれば3年ということになります。本人については、育児休業中は昇給期間も全額通算されるとか、不利にはならないようにはなっ

ておりますが、たしかに長い間仕事を離れるとそういった不安等もあるかとは思いますが。そこについて特段、育児休業中にこちらが何かしているということはないというような状況ではございます。

宮本政志副委員長 この第2弾で、正規職員3年と非常勤1年って、これ何で年数が違うんですか。

古屋人事課長 これは、法律でそのようになっているということでございます。非常勤職員は原則1年なんですけど、例えば保育所が空いていないようなことがあれば、1歳6か月までとか最大2年まで延ばせるようにはなっております。

岡山明委員 それで今対象が11名と言われましたよね。11名は市の女性職員なんですか。この11名が正職員か、非常勤職員かどうか、その辺の割合はわかりますか。

古屋人事課長 今育児休業を取っているのは、全員正規職員の女性ということになります。非常勤職員は今はおりません。

岡山明委員 これはもう個人的なプライバシーの話になるんでしょうけど、その11名の対象が、市の職員か、職員外か、内訳は話せますか。11人の内訳、職員か職員でないか。

古屋人事課長 この11人は全員正規職員で、その他というのが要は非常勤職員というのは、会計年度職員とかになりますので、あくまで職員だけです。民間は関係ありません。

長谷川知司委員長 正規の職員ということですか。

岡山明委員 相手ですよ。相手というのは必ず男性なんだけど、女性の相手

が市の職員なのか、他の企業の職員なのか、その内訳は話せますか。

長谷川知司委員長　そこまで言うことができますか。

古屋人事課長　お答えは控えさせていただきます。

岡山明委員　今回は男性に対して休暇を取れという話ですよね。そうすると、あくまでも11人に対して相手が分からんから、全員職員じゃないんだから、普通の民間の旦那さんがおってという状況ですから、市としては男性の休暇を望みますという形で、11人の内訳が分からんという話になると、民間のほうに市としてそういうアクションを取っているかどうかという問題も当然出てきますよね。そうでしょ。

長谷川知司委員長　あくまでも市の職員の男性に対してであって、女性の配偶者に対してじゃないですから、市の男性職員に対してです。

前田浩司委員　先ほど職員女性の方11名の方が利用しておられるという話であつたんですけれども、もしお答えできればということで、担当の課というのは、何課に何人というのは、教えていただけるんですか。

古屋人事課長　幅広くいろいろとです。

前田浩司委員　ちょっとお聞きしたのは、やはり取りやすい課とそうじゃない課があるのではないかと思ったので、ちょっとその辺教えていただければということで、質問させていただいたんですけど。

古屋人事課長　女性職員は100%取られます。

前田浩司委員　その回答を聞きまして安心いたしました。

笹木慶之委員 確認ですけど、第2弾の改正の③「育児参加のための休暇の充実」、これは規則と書いてあるんですが、条例改正には関係ないでしょ。

古屋人事課長 そうです。規則改正ということになります。

笹木慶之委員 この規則改正は、本市が単独で変えられたのか、あるいは国から、そのような準則といいますか、流れがあつてのことなんでしょうか。

古屋人事課長 法律が改正されたことに伴うものでございます。本市独自ということではございません。

笹木慶之委員 これは、いわゆる指導に基づいた決まりそのものと理解していいんですね。

古屋人事課長 法律が改正されたことに伴うものでございますので、ほぼ、どの市も改正されると思います。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、ここで質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はございません。では、採決いたします。議案第61号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成です。この議案第61号は可決すべきものと決しました。どうもお疲れ様でした。では、続きまして議案第62号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

矢野税務課長 それでは、議案第62号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、このうちの一部については、施行日の関係から、5月市議会臨時会において御承認いただいております。今回の改正は、順次施行される内容についてのものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の条例改正の主な内容としては、大きく4点が挙げられます。一つ目は、住宅借入金等税額控除、いわゆる住宅ローン控除の見直しです。この控除は、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち、所得税額から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除するものですが、対象となる居住年が令和3年12月末までのものが、令和7年12月末までのものとして延長されました。また、控除期間が10年から13年に延長されました。控除額は借入金等の年末残高の0.7%に、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の5%までとされました。表にございます参考ですが、アスタリスクで「居住年のみが条例改正を伴うもの」と書いてありますが、ここで訂正がございます。「居住年と期間が条例改正を伴うもの」になります。二つ目は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しです。これまで上場株式等の配当所得等に係る課税方式については、所得税と個人市民税において異なる方式を選ぶことが可能となっておりましたが、所得税の課税方式と同一の方式によることとされました。三つ目は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の見直しです。国の示す割合を参酌して、一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置が講じられている汚水廃液処理施設及び下水道除害施設に対して、国が示す特例割合等が見直されたことに伴い、本市で定める特例割合についても見直しを行うものです。表上段の汚水廃液処理施設とは、人の健康や生活環境を害するおそれのあるものを含む汚水や廃液を処理する施設のことをいいますが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの

間に取得された施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、国の参酌規定と同じ3分の1と改正するものです。表下段の下水道除害施設とは、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷させるおそれのある下水を一定基準以下の水質にして下水道に流すことができるようにするための有害物質を除去する施設をいいますが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、国の参酌規定と同じ5分の4とするものです。四つ目は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付におけるDV被害者等の記載住所の見直しです。登記簿上の住所を記載することとしている固定資産課税台帳等の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、登記所への申出があった場合には、DV被害者等の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとされました。何びとでも知ることのできる登記簿上の住所の取扱いとの連携を図る趣旨での改正であります。なお、各改正の施行期日は、3にお示しのとおりです。説明は以上となります。審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 住宅ローン控除についてです。令和3年12月までのものが、改正後は令和7年12月までのものとなっていますが、そうすると今年の令和4年の4月、5月に納めた住宅ローンはどういうふう計算されているんでしょう。もう控除されているんですか。それとも控除されないものが請求されたんでしょうか。

矢野税務課長 現行、令和15年までの控除期間となっておりますので、今年度につきましては、当然従前のとおり、住宅ローンの残額については、所得税から控除しきれない部分については、個人住民税から控除されております。それが、令和7年に入居されたら令和8年から課税になりま

すので、令和8年から13年後の令和20年まで控除ができるということで、今まで入られた方は、当然昨年入られた方は、そこから10年控除期間があるわけですから、今年度についても令和3年末にローンの残高が残っておれば、控除しておるはずです。

伊場勇委員 住宅ローンについてなんですが、建物の基準要件というのはなかったんでしたっけ。省エネ基準とか、そういうところは変わってなかったですか。また、所得制限とかも何かこう変わったというのは、前の改正だったか、それについて、やっぱり市民に対してもしっかり周知しなきゃいけないと思うんですけども、その辺について教えていただきたいんですが。

矢野税務課長 伊場委員が言われるとおおり、住宅についてカーボンニュートラルの実現に向けたというところで、省エネ住宅に対する控除、借受けの限度額というところが上がっている。ですから、カーボンニュートラルじゃない住宅については、上限が低くなったというところがありますので、その辺りの周知につきましては、ホームページ等々含めまして、広く周知を図っていきたいと考えております。

笹木慶之委員 住宅借入金等特別税額控除を一見すると、減税に見えるけど、中身を計算すると、個人の負担が増えるんじゃないですか。逆になっていると思いますよ。というのが、例えば、10年間で借入金等の年度末残高1.0%、1.0%が10年すると10%でしょ。ところが、これが改正後13年になって、0.7%だから9.1%になるという単純計算になる。原資は別として考えれば。それから、所得税の課税総所得金額等の7%が5%になるということは、7%が10年で70%、5%が13年で65%になる。単純計算すればそう思うんだけど、違うんですか。

矢野税務課長 はい、委員の言われるとおおりです。個人の税負担というところから見ると増となります。こちらにつきましては、昨今の金利が低金利

で1%よりも低い金利の借入れが可能な状態で、要はその利子よりも控除額のほうが大きいという逆転現象が生じていたことから、国も改正の運びとなったと聞いております。

笹木慶之委員 そうすると個人的には実損はないということになるのかな。

矢野税務課長 その借り入れている期間の金利にもよるんですが、金利の高いところで借りていけば、限度額が低くなり、個人的には増税ということにはなりませんので、損にはなるかなと思います。

笹木慶之委員 だから、問題はやはり地方自治の税を預かる者とすれば、その辺をやっぱり少し説明しないと、これを見るとあたかも期間が延びたから有利になるように受け止められるわけよ、期間延長でね。しかし、内容的にはそうでないものがあるということを読み取らないといけないと思います。いかがでしょうか。

矢野税務課長 これが、今までよりも損になるか得になるかというのは、いろんな借入金額の条件であったりとか、先ほど伊場委員から言われた、どういった住宅を取得するかによって、全ての方が損になるというわけではありませんので、その辺りは、まだホームページで告知等はしておりませんが、その辺りのことも詳しく周知を図ってまいりたいと思います。

笹木慶之委員 要は、そこの分の周知をきちんと図ることが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

伊場勇委員 (3)のわがまち特例の見直しについてですが、わがまち特例は地方に条例委任させて、その事項について、まちづくりに対しての議論をしていただくというような意味合いもあると思うんですよ。そこで、本市で定める特例割合を、この2分の1、そして5分の4に、範囲の真

ん中を選んできたわけじゃないですか、本市としては。どういった理由、根拠があるのかなと思ひまして、その辺いかがですか。

矢野税務課長 このわがまち特例が導入されたときに、この二つにつきましては、国の参酌規定を用いて、条例において特例割合を定めております。汚水廃液処理施設については、本市において該当があります。下段の下水道除害施設については、本市について現在該当がございません。市で、特別に例えば、汚水対策をするであつたりとか、あまりにもその水質汚濁が著しいとか、そういったものがあれば、国で決められた範囲内の一番下に設定することもあろうかと思ひますが、現在そのような状況にないということも鑑みて、国の定める参照規定を適用させております。

宮本政志副委員長 汚水廃液処理施設は該当があるというのは、これは何件ですか。

矢野税務課長 現在4社、4事業所でございます。

岡山明委員 汚水廃液処理施設に関しては、4社あるという話になりましたが、下水道除害施設に関しては該当するような企業はないということですね。

矢野税務課長 該当する施設がないということです。企業がないかどうかというところになると、その辺は少し分からないですが、この特例に該当する施設を持っている事業所がないということになります。

岡山明委員 汚水廃液処理施設に該当する企業というのは、公衛社とかそういったところになるんですか。

矢野税務課長 事業において、廃液を排出する事業所となりますので、そういったところではございませんで、化学工場といったところになります。

伊場勇委員 （４）の記載住所の見直しについてです。「DV被害者等の住所を記載せず」と書いておりますけれども、DV被害者というのを税務課はどう判断するのか。そして、等というのは、例えばどういうことを表すのかなと思ひまして、教えてください。

矢野税務課長 DV被害者等の認定につきましては、警察等に相談があつて、警察から、この方はそれに該当するというので、市の市民課に通知が来ますので、その方を対象といたします。被害者等というところの「等」ですが、ストーカーであつたりとか、ドメスティックバイオレンスだけではなくて、ストーカー行為であつたりということも想定しておるものでございます。

宮本政志副委員長 伊場委員が質疑した４番で、「登記所への申出があつた場合には」ですから、なかつた場合はどうなるんですか。

桑原税務課課長補佐兼固定資産税係長 このDV被害者の支援措置になりますけれども、あくまで申請主義というか、申請があつて、こちらのほうの住所の記載とかが省略されるという形になります。警察署に届け出て、その証明書を持って支援措置の申請をされることになりますから、その申請がない限りは住所の記載を隠すというか、そういったことは措置がなされないことになります。また、登記所への申出というのが、固定資産にも登記の住所を記載するようになりますので、登記所への住所の記載の申請という形になるかと思ひます。

宮本政志副委員長 そうすると、記載されるのが嫌なら申し出したほうがいいよというのは警察が言うんですか。それとも市がそれを周知するんですか。教えてあげないと、知らんやったらそのままになってしまう。時々全国でも事件があるんだけど、その辺り市はどのように対応されるんですか。

桑原税務課課長補佐兼固定資産税係長 その辺りは、支援措置の申請書の段階で、住所もそうなんです、固定資産に関する項目のところに記載する項目がございまして、そこに記載するようになっております。ですから、申請の段階で、もし該当するものがあれば、そこに記載されて確認することになっております。支援措置をされたいという方の持っている資産があるかどうかの記載を書くようになっております。

宮本政志副委員長 そういうことを聞いているんじゃないで、申請をするのは例えば義務じゃないと思うんですよ。ただ、警察に行った、DVの被害者という形で市に来るわけでしょ。だから、市に来て、この方がもう記載しないでと申出をするのは義務じゃなくて、その方が自分でしないといけないってことですよ。しないといけないことを知らなかったということはないんですか。被害者ということで警察から市に来たら、もうこれは必ず100%申出をするようになって、そして住所に代わる事項を記載していくという流れになっているんですか。漏れはないということですか。

矢野税務課長 被害者の方が、被害を届け出る書面に自分たちの住所とか家族とかで持っている資産とかを書く欄があるんですね。その資産というところに記載があれば、その方は資産を持っているということになりますので、固定資産税係のほうに連絡が来るようになります。同じ紙が来ますので、何が書かれているかによって、この方については固定資産があるかないかというところは把握できますので、そのように把握をしている状態でございます。

岡山明委員 先ほども聞いたわがまち特例なんです、公害防止用設備に変わったということで、先ほど4社あると言われましたよね。この4社がどの会社かというのは聞けますか。

矢野税務課長 特定の事業所になりますので、ここでの発言を控えさせていた

だきたいと思います。

岡山明委員 「公害防止用設備に係る」という表現があるんですよね。そういう公害防止に対して投資している、努力している会社がどこか聞くわけにいかんという状況なんですか。努力している会社なんだから、特例として課税標準を下げるという状況になっているんだけど、教えてもらうことは厳しいということですか。

矢野税務課長 あくまでも企業情報というふうに捉えておりますので、大変申し訳ございませんけど、発言を控えさせていただきたいと思います。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、ここで質疑を打ち切ります。議案第62号に対して討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第62号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で、議案第62号は可決すべきものと決しました。どうもお疲れ様でした。ここでちょっと休憩しましょう。50分まで休憩します。

午前9時44分 休憩

午前9時50分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開いたします。議案第65号山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行

部からの説明を求めます。

亀田選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第65号山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。令和4年4月6日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成等に係る公営費の限度額が引き上げられました。従来より市議会議員及び市長選挙の選挙における選挙公営費等は、国の基準を参考として定めていることから、国の改正に伴い所要の整備を図るものです。詳細につきましては、選挙運動用自動車についてですが、タクシー等を使用する場合については変更ありませんが、個別に契約する場合の自動車の借入れが1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、燃料代が1日当たり7,560円から7,700円に変更となりました。なお、運転手の雇用費用については変更がありません。次に、選挙運動用ビラの作成費が、1枚当たり7円51銭から7円73銭に変更となりました。最後に、選挙運動用ポスターの作成費として、印刷費が1か所当たり525円6銭から541円31銭に、企画費が18万6,300円から18万9,750円に変更となりました。これによりポスター掲示場1か所当たりとして計算すると、1,442円が1,476円に変更となります。これにより市長選挙の場合、候補者2名とした場合、2万8,222円の増、市議会議員選挙の場合、候補者30名とし、半数がタクシー等を使用した場合、27万9,660円の増加となります。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

宮本政志副委員長 半数がタクシーの場合と、先ほどおっしゃっていましたが。実際、割合はどんな感じですか。

亀田選挙管理委員会事務局長 昨年の市議会議員選挙の場合、たしか4、5人ぐらいがタクシーだったと思います。残りは個別の契約だったとっております。うろ覚えなので申し訳ないんですが。

宮本政志副委員長 そうすると想定人数の半数よりも、全然実際は少なかったと。これ先ほどの車両の経緯、タクシーのほうは変更ありませんということ、タクシーのほうが高いんですか、それとも高いんですか。

亀田選挙管理委員会事務局長 タクシーの場合なんですが、1日当たり6万4,500円となりまして、通常の個別契約にするよりもかなり高い金額となります。

岡山明委員 この金額というのは国が決定された金額なんだろうけど、例えば、政令指定都市とか、人口比に関しての金額のぶれというのはないですか。

亀田選挙管理委員会事務局長 これにつきましては、あくまで先ほど言いました国の国会議員の基準が変わったということで、市議会議員及び市長選挙については、それぞれの市町等で決定することとなっております。したがって、岡山委員の言われたとおり、市町によって差が出てくると思います。

岡山明委員 最終的には、市町の選挙管理委員会で金額を決められるという状況で、例えば、今言われたようにタクシーとか金額的に格差があると言われましたけど、ポスターにしても、例えば市長選において、ポスター1枚の金額の格差がどれぐらいあるか、一番高いところと低いところでどれくらい金額に差があるか、その辺は調べていますか。

亀田選挙管理委員会事務局長 全国的なものとしては、ちょっとそこまでの数

字を把握しておりませんが、県内で申し上げますと、まずタクシーにつきましては、ほとんどの市町が6万4,500円となっております。一部6万200円というところもございます。それから車の借入れにつきましては、1万6,100円から1万5,300円という形で差がございます。燃料についても大体一緒ぐらいですが、7,700円ぐらいから7,350円。運転手の雇用は大体1万2,500円と1万1,700円。それからポスターの作成につきましては、1枚当たりを作成しておりませんが、……すみません。これはポスターの掲示場の数によって違うんで、ちょっと単純に計算ができません。申し訳ございません。そういう差がございます。

岡山明委員 ポスターに関しては1枚当たりの金額の差がどうかという部分だけでいいんですけど、あとそれぞれ形状違いますので、ポスター1枚当たりの印刷代です。

亀田選挙管理委員会事務局長 先ほど申し上げましたとおり、掲示場の数が500以下の場合と500を超える場合とによって、その基準が国の法律でも変わってきます。申し訳ございませんが、今手元にそこまでの資料がございません。

岡山明委員 そういうことで500枚掲示するかしないかで、金額が違ってくるという状況で、山陽小野田市に関しては、掲示板は300枚ぐらいですかね。

亀田選挙管理委員会事務局長 203枚です。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑をこれで打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第65号山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部改正の制定について、採決いたします。条例について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

長谷川知司委員長 全員賛成。議案第65号は可決すべきものと決しました。

以上で審査内容を終わりましたので、委員会を閉会します。どうもお疲れ様でした。

午前9時58分 散会

令和4年(2022年)9月5日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司